

久屋大通公園久屋大通庭園（現 ランの館）

活用提案事業者 募集要項

平成25年5月

名古屋市 緑政土木局

<目次>

| | |
|-----------|----|
| はじめに | 1 |
| 1 募集の概要 | 2 |
| 2 事業の概要 | 3 |
| 3 物件の概要 | 5 |
| 4 提案条件 | 10 |
| 5 応募手続き | 13 |
| 6 応募者の資格等 | 15 |
| 7 提案書受付 | 16 |
| 8 審査方法等 | 18 |
| 9 候補者の決定 | 22 |
| 10 協定の締結等 | 23 |
| 資料 | 27 |

はじめに

平成10年5月にオープンしたランの館は、欧州のある国のラン好きの外交官（アジョナ・オーキッド氏）の邸宅で、ラン生産が盛んな愛知県を中心・名古屋に屋敷を構えたという想定で作られています。

ラン生産日本一の愛知県を背景に一年を通じてランを中心とした草花で彩り、おしゃれ感覚にあふれた、ゆっくりと花を楽しめる施設として位置づけ、名古屋の都心のオアシスとして「夢」「楽しさ」「ロマンチック」をキーワードに「花かざり」「ガーデニング」のための情報発信基地として名古屋の新しい都市魅力を創出してきました。

オープン当初の平成10年度は、約37万人の入館者でにぎわい、平成22年2月には入館者200万人を達成し、平成23年度末までに約230万人の利用者がある魅力あふれた施設です。

これまで、「利用料金制度」や「指定管理者制度」の導入などにより来館者サービスや経費の削減を図ってきました。しかしながら、近年の入館者は13～14万人であり、利用料金による収入は運営費全体の約3割にとどまっています。

公園を取り巻く社会や市民意識の変化が進み、求められる役割とサービスが多様化する中、名古屋市では、平成24年6月に「公園経営基本方針」を公表し、4つの基本プロジェクトの中で「民間活力導入プロジェクト」を掲げています。

ランの館においては、「都心のオアシス」として、さらなる魅力ある施設とするために、行政だけでなく民間事業者の持つノウハウを活用した管理運営が求められています。

今回、民間事業者の優れたノウハウを活用し、収益施設の運営をはじめとした魅力ある公園施設の管理運営及び公園の活用の推進を図るため、久屋大通公園の公園施設である久屋大通庭園（現在のランの館）の管理運営を行う事業者（管理運営事業者）の募集を行います。

1 募集の概要

(1) 目的

この募集は、久屋大通公園の公園施設である久屋大通庭園（現在の「ランの館」。以下「本施設」という。）において民間事業者の優れたノウハウを活用し、収益施設の運営をはじめとした魅力ある公園施設の管理運営及び公園利活用の推進を図るため、施設の管理運営を行う事業者（管理運営事業者）の募集を行うものです。

(2) 名称

この募集の名称は、「久屋大通公園久屋大通庭園（現 ランの館） 活用提案事業者 募集」とします。

(3) 主催者

この募集は、名古屋市（以下「市」という。）が主催します。

(4) 事務局

名古屋市 緑政土木局 緑地部 緑地維持課

「久屋大通公園久屋大通庭園（現 ランの館） 活用提案事業者 募集」担当

住 所：〒460-8508 名古屋市市中区三の丸三丁目1番1号

電 話：052-972-2492 FAX：052-972-4143

Eメール：a2492@ryokuseidoboku.city.nagoya.lg.jp

(5) 受付期間

応募書類の受付を含め、すべての事務取扱は、休庁日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。

(6) 日程

本募集のスケジュールは以下の通りです。

| 項 目 | 予定時期 |
|---------------|------------------------|
| 募集要項配布 | 平成25年5月15日(水)～7月31日(水) |
| 募集要項説明会の開催 | 平成25年5月20日(月) |
| 現地説明会の開催 | 平成25年5月29日(水) |
| 応募登録 | 平成25年5月15日(水)～6月5日(水) |
| 質問書の受付期間 | 平成25年5月15日(水)～6月5日(水) |
| 質問書に関する回答 | 平成25年6月24日(月) |
| 提案書の受付期間 | 平成25年7月1日(月)～7月31日(水) |
| 一次審査(書類審査) | 平成25年8月上旬 |
| 二次審査(ヒアリング審査) | 平成25年9月上旬 |
| 候補者の決定 | 平成25年9月中旬 |
| 基本協定の締結 | 平成26年3月上旬 |

2 事業の概要

(1) 全体概要

建物の内装・設備工事の実施、集客力あるイベントの実施など創意工夫による収益施設の管理運営及び庭園部分の管理運営をしていただく事業となります。

市から指定管理者の指定を受けて管理運営を行っていただきますが、収益施設については、指定管理者が名古屋市から都市公園法に基づく公園施設設置・管理許可を受け運営していただきます。

(2) 事業実施にあたっての考え方

a. 基本方針

都市公園法に定める公園施設として、管理運営していただきます。

b. 基本コンセプト

都心のオアシスである久屋大通公園の南端に位置する施設として、

『人々の憩いの場、交流・にぎわいの場』

とする

c. 基本条件

- ① 都市公園法で認められる範囲内の公園施設とします。
- ② 地下にある下水処理施設に影響を与える施設は、設置できません。
- ③ 本施設全体（収益施設区域及び庭園施設区域）の管理運営について、提案してください。管理運営にかかる費用は、原則として事業者の負担とします。ただし、市が必要と認める場合は、庭園の管理にかかる費用について、25 百万円を上限に市から指定管理料として支払うことは可能とします。
- ④ 入園料は、原則無料とします。ただし、温室を魅力ある施設として有料とするなど、一部施設の有料化は提案とします。
- ⑤ 本施設にかかる一切の工事は、事業者の負担において施工していただきます。事業期間終了後は、事業者の負担において原状回復していただきます。
- ⑥ 収益施設は、都市公園法に基づく設置許可及び管理許可により、工事施工、維持管理及び運営を行っていただきます。許可に基づく使用料については、提案とします。
- ⑦ 庭園施設の管理については、市から標準的な管理水準・仕様を提示するものとし、管理水準等管理運営方針を提案とします。庭園部分においても収益事業の提案は可能としますが、庭園としての機能は残していただきます。
- ⑧ 管理運営期間は、平成 26 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日までとします。

※設置許可、管理許可とは

設置許可及び管理許可制度は、都市公園法に規定される制度で、売店や飲食店や、専門性の高い施設など、地方公共団体が直接経営することが困難又は不適當なものや、第三者が管理を行うことにより、利用促進など公園の機能の向上につながるものを、第三者が設置管理運営することを許可する制度です。

設置許可は、第三者が施設を設置し管理運営する場合を対象とし、管理許可は、公園管理者が設置した施設の管理運営を第三者が行う場合を対象とします。

本提案募集では、既設の施設については管理許可、事業者が新たに設置する施設については設置許可の対象となります。

3 物件の概要

(1) 現在の施設概要

| | |
|--------|---|
| 施設名称 | ランの館 |
| 所在地 | 名古屋市中区大須四丁目4番1号 |
| 管理者 | 指定管理者 公益財団法人名古屋市みどりの協会 |
| 指定管理期間 | 平成22年4月1日～平成26年3月31日 |
| 開館時間 | 午前10時から午後8時まで |
| 休館日 | 毎週水曜日（休日にあたる場合は直後の休日でない日） 年末年始（12月29日～1月1日） |
| 観覧料 | 大人（高校生以上）：700円、高齢者：200円 ※利用料金制度導入 |
| 面積 | 約1.6ha |
| 開園時期 | 平成10年5月 |
| 整備費 | 約20億円 |
| 主な施設 | 1 建物（延べ床面積：約2,380㎡） アトリウム（大展示室）、花飾りモデル展示棟、 小展示室、レストラン、売店 2 庭園部（約9,300㎡） 中庭、庭園、アジアの庭、小温室 |

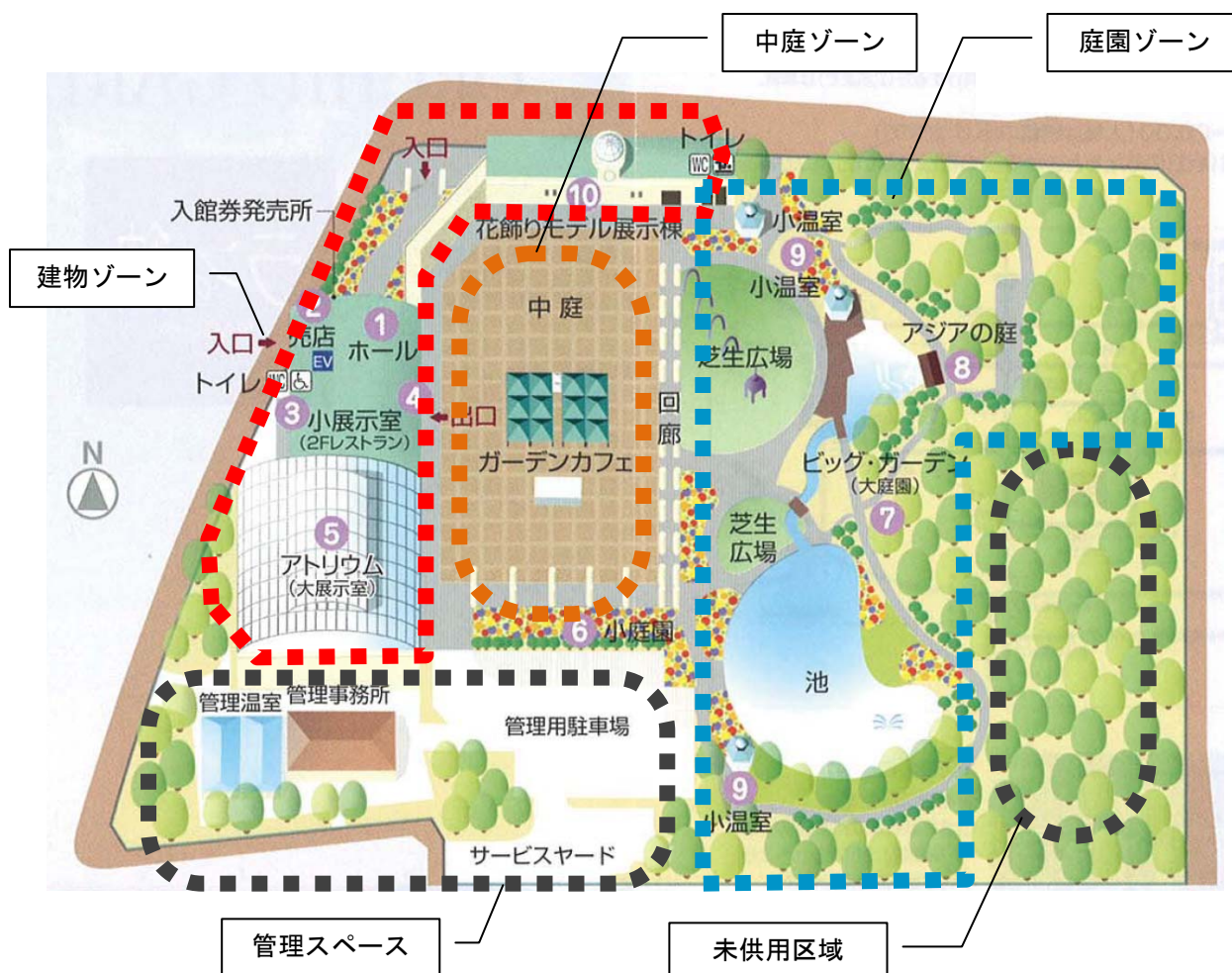
(添付図面)

- ・管理区域図 ・1階平面図 ・B1階平面図 ・2階平面図 ・立面図
- ・管理温室平面図・断面図・立面図 他 ・管理事務所平面図・立面図
- ・小温室1平面図・断面図・立面図 ・小温室2平面図・断面図・立面図
- ・小温室3平面図・断面図・立面図

※その他の図面について

その他詳細図、電気・空調・給排水等の設備に関する図面についてはスキャンデータの貸出を行います。詳細については説明会にてお知らせします。

<施設配置図>



(2) 電気設備の概要

受電方式：3φ3W 6600V 60Hz

変圧器容量：3φ 6600/210V 500kVA×1台

1φ 6600/210-105V 150kVA×2台

非常用発電機：ディーゼル発電式 3φ 210V 74kVA×1台

(3) 空調設備の概要

現在、館内の空調は、主には隣接する市上下水道局堀留水処理センターの処理水熱を熱源とする空調設備によって行われています。設置後15年が経過していますので、本施設を利用することに限らず事業者が新しい空調設備を設置することは可能です。

ただし、既存の空調設備を使用する場合、市上下水道局に対し、処理水熱の供給にかかる費用の負担をしていただくことになります。

【最大時における処理水熱の供給熱量】

| | |
|-----|-------------|
| 冷房時 | 302,000kcal |
| 暖房時 | 216,000kcal |

(4) 給排水設備の概要

飲用水及び水景施設用水は現在上水を使用しています。また、修景池、トイレ及び散水用水は、現在は堀留水処理センターより供給される中水（下水を高度処理したもの）を使用していますが、今回のリニューアルに合わせ、市において上水に切り替える工事を実施する予定です。

ただし、事業者の提案内容に伴い必要となる給排水設備の改修は、事業者において実施していただきます。

(5) 都市公園条例による建築面積の制限

一つの都市公園に設けられる建築物の建築面積の総計は、名古屋市都市公園条例により、その都市公園の敷地面積に対する一定割合の範囲に制限されています。

本施設は、「久屋大通公園」内に設置されており、久屋大通公園の公園面積 156,600 m²に対し新たに設けることができる建築物の面積は、次表のとおりとなります。

| 区分 | 通常物件 | 特例物件 | | |
|--------------------|----------------------|-------------------------------|---------------------------|-------------------------|
| | トイレ、売店 など(2%) | 休養施設、運動 施設、教養施設 など(10%) | 高い開放性を 有する建築物 (10%) | 仮設公園施設 3か月以内 (2%) |
| 既存の 建築物の 面積 | 3,132 m ² | 15,391.34 m ² | 既存なし | 既存なし |
| 新たに 建築可能な 面積 | — | ※347.16 m ² | 15,660 m ² | 3,132 m ² |

※現在、利用されていない区域（未供用区域）にある休憩施設 78.5 m²を、市が撤去した後の面積

(6) 地下構造物

敷地のうち、建物のある北側及び西側部分を除き、地下に堀留水処理センター（下水処理場）の施設が設置されています。地上部に施設を設置するにあたっては、地下の施設に影響を及ぼさないことが条件となります。

なお、地下構造物の荷重条件は、5.45t/m²で設計されています。ただし、すでに地下構造物の上には約 2m分の覆土がされ、その荷重がかかっていますので、その点を考慮してください（なお、場所により覆土の厚みは異なります）。

(7) 広告物

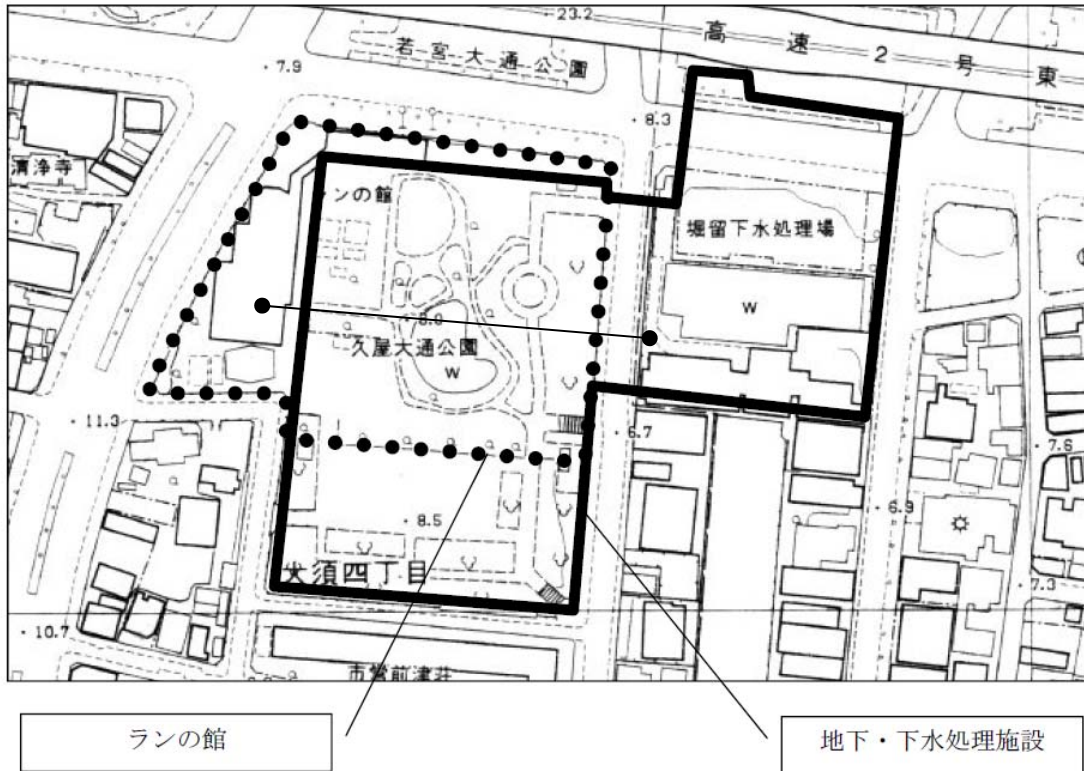
本施設に屋外広告物を設置する場合の規格及び表示内容は、次のとおりとなります。

| 表示面積 | 基 準 |
|----------------------------------|--------------------------------|
| 自家用広告物として 5 m ² 以下 | 赤色ネオンサイン、点滅する電気照明、回転灯を使用しないこと。 |

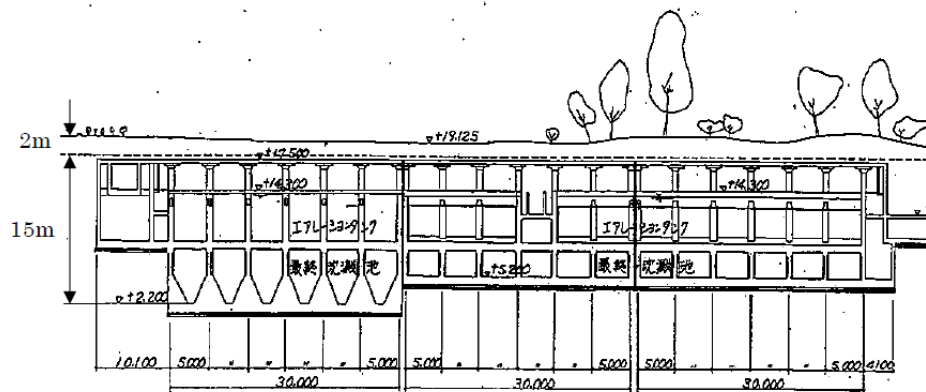
※自家用広告物とは、自己の氏名、店名、屋号、商標、商品名、営業内容などを、自己の住所または営業所などに掲出するもの。

※屋外広告物の表示内容は、名古屋市広告掲載要綱（平成19年6月1日施行）、名古屋市広告掲載基準及び緑政土木局広告掲載要綱（平成21年12月16日施行）に従わなければならない。

<地下下水処理施設の位置>



<断面>



4 提案条件

(1) 全体計画

基本コンセプトを踏まえた提案としてください。

- ① 都心の賑わいづくりや大須、栄、久屋大通との回遊性を生む提案をしてください。
- ② 商店街、周辺の有料駐車場、類似施設等との連携に関する提案をしてください。
- ③ 都心部における貴重な憩いの場として、緑を大切に作る提案をしてください。
- ④ 施設のイメージを伝え、市民に親しまれる愛称を提案してください。

(2) 施設計画

a. 共通

- ① 収益施設と庭園の一体性を保ち回遊性を創出する計画としてください。
- ② 防犯、防災など利用者の安全性に配慮してください。

b. 収益施設

- ① 利用者の特性・ニーズを理解し、魅力ある業種・業態を提案してください。
- ② 施設の賑い向上や集客につながる飲食・物販に関する企画やサービスの提案をしてください
- ③ 業種・業態は、都市公園法で認められる範囲内の公園施設とします。
- ④ 原則、営業日は通年運営とし、定休日进行ける場合は、土曜日、日曜日及び祝日(振替休日も含む。)以外の日としてください。
- ⑤ 営業時間について、施設の賑わいにつながる時間を提案してください
- ⑥ 混雑時の各動線(通行者と待合者等)の機能性及び安全性に配慮してください。
- ⑦ バリアフリー等、安心・安全に配慮した計画としてください。
- ⑧ 環境負荷低減、建物リサイクル等環境保全に配慮した提案としてください。
- ⑨ 設置許可区域は、収益施設(新規建設及び可動式)の水平投影面積が対象となります。
- ⑩ 設置許可又は管理許可を得たときは、名古屋市都市公園条例に基づく使用料が発生します。なお、工事期間中も使用料が発生します。

c. 庭園施設

庭園施設については、以下の業務を行っていただきます。業務の詳細については、別添の業務仕様書で示します。管理水準等管理運営方針を提案してください。

管理運営費用については、原則として事業者の負担とします。ただし、市が必要と認める場合は、庭園の管理にかかる費用について、25百万円を上限に市から指定管理料として支払いを受けることができます。指定管理料を提案してください。

庭園部分について新たな収益施設を設置することやイベント等を行う広場にするなど、施設を改修する提案も可能としますが、庭園としての機能は残してください。また、収益施設の管理運営には、指定管理料は充当できません。

1 樹木等管理

- a 樹木・草花等植物管理
- b 草刈・剪定等美観の保持

2 施設・設備管理

- a 定期清掃（U字溝清掃など）
- b 修繕
- c 定期点検

3 その他

- a 上記に付随する業務

支払い可能額の上限 25百万円（消費税及び地方消費税を含む。）

（3）施設の許可使用料

収益施設については、所定の公園使用料（賃料に相当するもの）を市に納付していただきます。使用料は、管理許可施設：年額 24,000 円／㎡以内、設置許可施設：945,000 円／㎡以内です。

- ① 年間使用料を提案してください。
- ② 収益施設の一部を通路に転用する等の場合は、協議により使用料の対象外とすることができます。

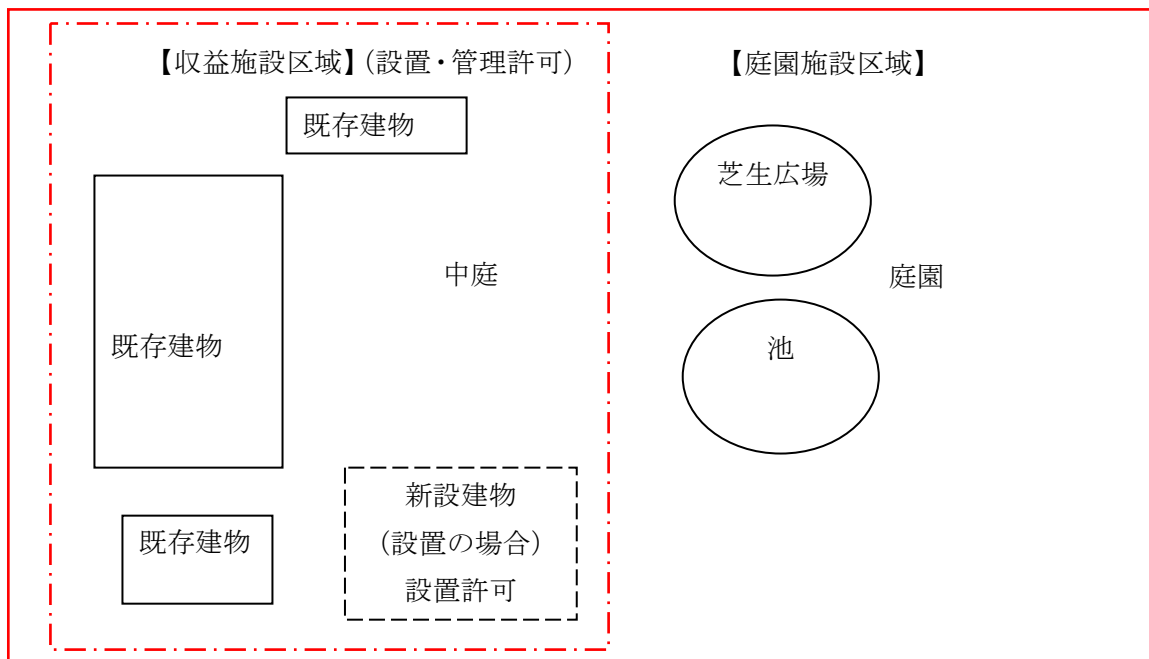
（4）還元率提案

売上高に応じた市への還元率についても併せて提案してください。

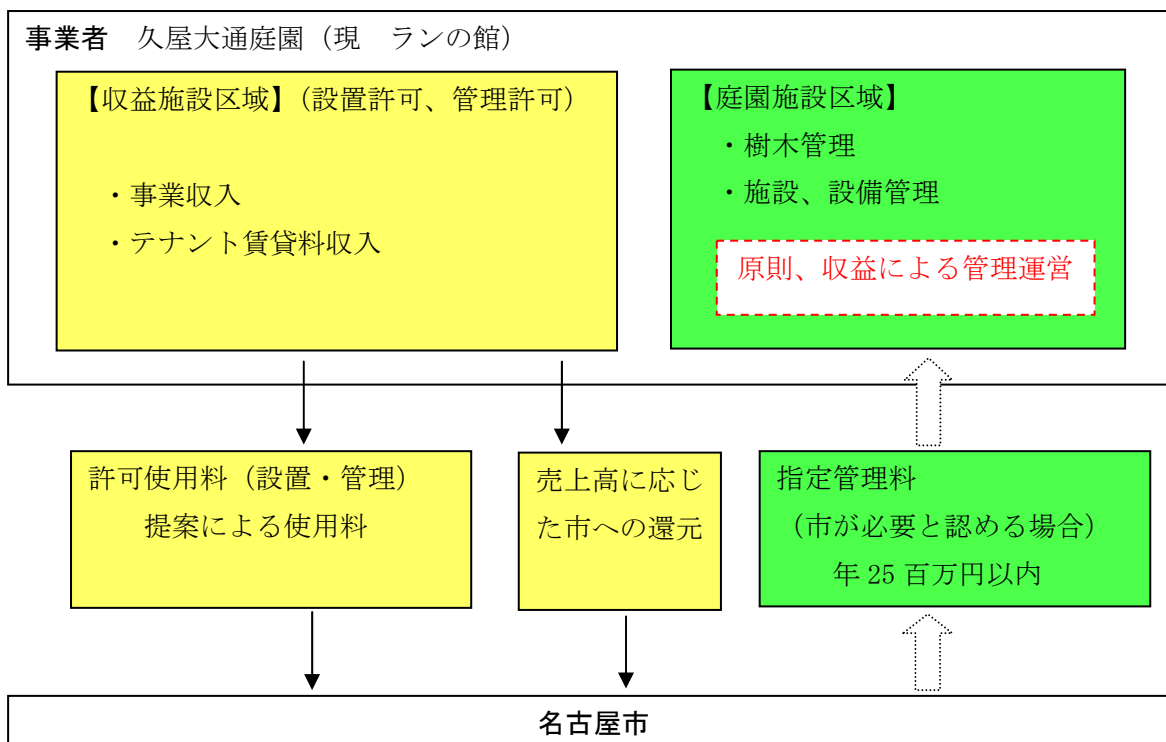
（5）法規制等

提案内容は、都市公園法、名古屋市都市公園条例、建築基準法、消防法、その他各種関係法令等を遵守してください。

《参考》管理施設の概念図



《参考》事業スキーム



5 応募手続き

(1) 募集要項配布

募集要項については、以下のとおり配布します。

配布期間：平成 25 年 5 月 15 日(水)～平成 25 年 7 月 31 日(水)まで

配布場所：名古屋市 緑政土木局 緑地部 緑地維持課

「久屋大通公園久屋大通庭園（現 ランの館） 活用提案事業者 募集」担当

□ 募集要項については、名古屋市公式ウェブサイトからダウンロードできます。

(<http://www.city.nagoya.jp/ryokuseidoboku/page/0000046722.html>)

(2) 募集要項及び現地説明会

募集要項及び現地説明会を以下のとおり開催します。説明会に参加される場合は、事前に申し込みが必要ですので、以下のとおり申し込みをしてください。

a. 募集要項説明会

使用様式：様式 1 - 1 「募集要項等説明会 参加申込書」

申込期限：平成 25 年 5 月 17 日（金）午後 5 時まで

申込方法：電子メール

アドレス：a2492@ryokuseidoboku.city.nagoya.lg.jp

申 込 先：「久屋大通公園久屋大通庭園（現 ランの館） 活用提案事業者 募集」担当

開催日時：平成 25 年 5 月 20 日（月）午後 3 時 30 分～5 時

集合場所：名古屋市役所 西庁舎 12 階 市長部局入札室

参加人数：1 社あたり 2 名まで

b. 現地説明会

使用様式：様式 1 - 2 「現地説明会 参加申込書」

申込期限：平成 25 年 5 月 24 日（金）正午まで

申込方法：電子メール

アドレス：a2492@ryokuseidoboku.city.nagoya.lg.jp

申 込 先：「久屋大通公園久屋大通庭園（現 ランの館） 活用提案事業者 募集」担当

開催日時：平成 25 年 5 月 29 日（水）午後 2 時～4 時

集合場所：ランの館 中庭

参加人数：1 社あたり 2 名まで

※当日は休館日です。南側管理用出入口からお入りください。入館の際は参加申込書の写しを提示してください。

(3) 応募登録

本事業提案に応募される方は、必ず応募登録をしてください。応募登録をしなければ、提案書の提出はできません。

応募登録は、法人（以下「応募法人」という。）又はその共同体（以下「応募グループ」という。）とします。個人での応募登録は認めません。

グループで応募する場合は、代表法人が応募登録を行ってください。

応募登録は、以下のとおり行ってください。

使用様式：様式2 応募登録申込書

様式3 法人等の概要1

様式4 法人等の概要2（グループ応募の場合のみ）

様式5 共同事業体協定書兼委任状（グループ応募の場合のみ）

様式6 名古屋市公園施設指定管理者指定申込書

様式7 宣誓書

※ p17 提案関係書類一覧表の提出書類7、8、9に掲げる書類についてもご提出ください。

申込期間：平成25年5月15日(水)～平成25年6月5日(水)まで

申込方法：受付場所へ持参もしくは郵送（6/5 必着）

受付場所：名古屋市 緑政土木局 緑地部 緑地維持課

「久屋大通公園久屋大通庭園（現 ランの館） 活用提案事業者 募集」担当

(4) 募集要項に対する質疑及び回答

応募登録された方（以下「応募者」という。）は、募集要項の内容に関して質問がある場合は、質問書を提出することができます。質問書を提出するには、応募登録が必要です。

使用様式：様式8「質問票」

受付期間：平成25年5月15日(水)～平成25年6月5日(水)まで

提出方法：電子メール

※ 質問事項の発信は、応募登録時に登録したメールアドレスから行ってください。

※ 件名 (subject) は「ランの館質問」と記載してください。

アドレス：a2492@ryokuseidoboku.city.nagoya.lg.jp

提出先：「久屋大通公園久屋大通庭園（現 ランの館） 活用提案事業者 募集」担当

回答：質問に関する回答は、名古屋市ホームページにて、平成25年6月24日(月)までに順次回答します。

□ 回答内容については、募集要項と同等の効力を持つものとします。

6 応募者の資格等

(1) 応募の制限

次の項目のいずれかに該当する方は、応募することができません。

- ① 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申立てを受けている法人
- ② 当該法人の設立根拠法に規定する解散又は清算の手続きに入っている法人
- ③ 地方自治法施行令第167条の4に該当する法人
- ④ 募集要項配布日から、最優秀提案者決定通知日までの間に、名古屋市指名停止要綱第3条第1項による指名停止を受け、当該指名停止期間を経過していない法人
- ⑤ 最近の2年間において、法人税、本店所在地の法人市町村税、固定資産税、消費税及び地方消費税の滞納のある法人（徴収猶予を受けているときは滞納していないものとみなします。）
- ⑥ 直近決算財務諸表において、債務超過（純資産マイナス）の法人
- ⑦ 募集要項配布日から、最優秀提案者決定通知日までの間に、「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成20年1月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び「名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」（19財契第103号）に基づく排除措置を受けている法人
- ⑧ 選定委員会委員が経営又は運営に直接関与している法人

(2) 応募者の資格

① 応募者

募集要項に定める内容及び条件を十分理解し、整備及びその運営を行うに十分な資力、経営力及び信用を備えた法人又はその共同体とします。個人での応募登録は認めません。

(3) 応募条件

- ・単独で応募する法人は、他の応募グループの構成員となることはできません。
- ・同時に複数の応募グループの構成員となることはできません。

7 提案書受付

(1) 提案書受付

応募者からの提案書を以下のとおり受け付けます。

受付期間：平成 25 年 7 月 1 日(月)～平成 25 年 7 月 31 日(水)まで

受付場所：名古屋市 緑政土木局 緑地部 緑地維持課

「久屋大通公園久屋大通庭園（現 ランの館） 活用提案事業者 募集」担当

提出方法：受付場所へ持参

(2) 提案書の様式・部数

提案書の様式及び提出部数は、「提案書関係書類一覧」（P17 参照）に従って提出してください。

なお、提案書の内容を記録した電子データ（CD-R 又は DVD-R）も併せて提出してください。データのファイル形式は原則としてマイクロソフト社の「Word」、「Excel」（いずれも Ver. 2007 以前）で、図面については PDF ファイルを使用してください。

(3) その他

- ① 応募は、1 応募法人（応募グループ）1 提案とします。
- ② 提案書関係書類の言語は日本語、単位はメートル法、通貨は日本国通貨を使用してください。
- ③ 関係法令及び条例を遵守し、かつ募集要項に記載された条件を満足するとともに、関係機関へ必要な協議確認を行った上で提案書関係書類を作成してください。
- ④ 提案書関係書類の作成及び提出に必要な諸費用は、応募者の負担とします。
- ⑤ 提案書関係書類の提出後の修正及び追加は認めません。
- ⑥ 提案書（P17「10 提案書（様式9～13）」）には、会社の名称、マークなど応募者を特定できるような表示はしないでください。

提案書関係書類一覧

| | 提出書類 | 様式 枚数制限 | CD- ROM | 提出部数 | |
|----|---|---|------------|--------|---------|
| | | | | 正 | 副 |
| 1 | 応募登録申込書 | 様式 2 : 1ページ | — | 1 | 1 |
| 2 | 法人等の概要 1 | 様式 3 : 2ページ | ○ | 1 | 10 |
| 3 | 法人等の概要 2 (グループ応募の場合のみ) | 様式 4 : 2ページ | ○ | 1 | 10 |
| 4 | 共同事業体協定書兼委任状 (グループ応募の場合のみ) | 様式 5 : 1ページ | — | 1 | 10 |
| 5 | 名古屋市公園施設指定管理者指定申請書 | 様式 6 : 1ページ | — | 1 | 10 |
| 6 | 宣誓書 | 様式 7 : 1ページ | — | 1 | 10 |
| 7 | ・法人、又は団体の定款、寄附行為、規約 その他これらに類する書類 ・法人、又は団体のパンフレット | — | — | 1 | 1 |
| 8 | ・応募書類を提出する日の属する事業年度の事業計画書又はこれに類する書類及び過去2か年の事業報告書 | — | — | 1 | 1 |
| 9 | ・法人の登記簿謄本 ・過去3年間の 1) 法人税納税証明書及び消費税納税証明書 2) 決算書 (なければ準ずる書類) ・貸借対照表 ・損益計算書 ・株主資本等変動計算書 ・注記等 | — | — | 1 | 1 |
| 10 | 提案書 応募者の取組み姿勢、管理運営能力・実績 基本事項 収益施設 (1) 事業の方向性と展開方針 収益施設 (2) 魅力増進・利用促進 収益施設 (3) 運営管理の方針 庭園施設 管理運営の方針 価額提案 収支計画書 | 様式 9 : 2ページ 様式 10 : 2ページ 様式 11 (1) : 3ページ (A3用紙) 様式 11 (2) : 2ページ 様式 11 (3) : 1ページ 様式 12 : 1ページ 様式 13 (1) : 2ページ 様式 13 (2) : 1ページ (A3用紙) | ○ | 各 1 | 各 10 |

※1 各様式について、枚数制限を超えたものについては、審査対象から除外しますので、各様式の枚数制限にご注意ください。

※2 様式 11 (1) について、補足説明用としてイメージ図を追加提出することができます。
(A3用紙 1 ページ)

※3 状況によっては、上記以外に追加資料を求める場合があります。

8 審査方法等

(1) 選定委員会

提案書の審査は、「久屋大通公園久屋大通庭園（現 ランの館）活用提案事業者 選定委員会」（以下「選定委員会」という。）が行います。選定委員会の委員は 21 ページ のとおりです。

選定委員会では、応募者から提出された提案書について、20 ページの評価項目及び評価の視点に基づき審査を行い、最優秀提案及び次点提案を選定します。

(2) 審査方法

以下の手順に従って審査します。

a. 事前審査

事務局において、応募登録事項、応募者の資格、提案された内容が本募集要項に従って記載されているか、法令及び募集要項等の禁止事項に該当していないかを審査します。

審査の結果、以下の各号に該当している提案については、それぞれに定める手続きに従って処理を行います。

なお、提案内容について不明な点等がある場合は、応募者に対して、回答を求めることがあります。

ア 資格

応募者が、「応募者の資格」を満たしているかを審査します。応募者の資格を満たしていないと認められる場合、事務局の意見を付して、選定委員会へ送付します。

イ 法令違反

提案が法令、条例違反に該当する場合、事務局の意見を付して、選定委員会へ送付します。

ウ 募集要項等違反

提案が募集要項等に定める内容を満たしているかを審査します。募集要項等の内容を満たしていないと認められる場合、事務局の意見を付して、選定委員会へ送付します。

エ 記載の誤り

誤字・脱字、乱丁・落丁など、内容の変更を伴わず提案書の明らかな瑕疵と事務局が認めたものについては、記載誤りとします。

この場合は、添付資料漏れ、記載漏れ、計算誤り、余事記載など内容への影響が軽微なもので、事務局の補正要求に容易に応じられるものについては、瑕疵の程度に応じ、提案書の一部差し替え又は正誤表による修正を認めます。

上記においては、事務局が定めた期限内に再提出することが条件となります。期限までに補正要求に応じない者の提案書については、事務局の意見を付して、選定委員会へ送付します。

b. 本審査

選定委員会において、以下の手順に従って審査します。

ア 第1次審査

【形式審査】

事前審査において、前記ア～エに定める事務局意見のついた提案について、失格の是非を判断します。この段階において、失格とされた提案は、以後の審査を行いません。

この時点で失格となった応募者には、その旨を通知します。

【書類審査】

主として、「信用審査」、「計画審査」、「価額審査」の観点から、各提案について各委員が評価を行います。評価項目及び評価の視点については、次ページのとおりです。

イ 第2次審査

応募者には、選定委員会において、提案内容に関するプレゼンテーションを実施していただきます。プレゼンテーションの日時、場所等は、事務局から連絡します。なお、応募者が多数の場合は、予め、選定委員会においてプレゼンテーション対象者を絞ることがありますので、ご了承ください

評価項目及び評価の視点については、第1次審査と同じです。

(3) 選定

委員の採点による点数が高い順に、順位点を1位は1点、2位は2点、というように付け、各委員の順位点の合計が最も少ないものを最優秀提案として、二番目に少ないものを次点提案として選定します。順位点の合計が同じ場合には、以下の順で決定します。

- ① 順位点の合計が同じ場合は、1位とした委員の多い者
- ② 順位点の合計と1位とした委員が同数の場合は、2位とした委員の多い者
- ③ 以上で決まらなかった場合は、委員全員による合議

なお、審査の結果によっては、最優秀提案、次点提案の一方又は両方について、該当案なしとする場合があります。

(4) 結果通知

選定結果は、速やかに応募者に文書にて通知することとし、電話等による問い合わせには応じません。また、選定結果は審査講評(概要)とあわせて、名古屋市ホームページで公表します。

<評価項目>

| 項 目 | | 評 価 の 視 点 | 点 | |
|---------------------|---------------------|---|--|----|
| 信 用 審 査 | 応募者の取組姿勢 | ○抱負、応募の動機が今回の募集の主旨と合致している。 | 15 | |
| | 応募者の管理運営・業務遂行能力 | ○本事業の業務全体を確実に履行するに足る実績がある。 ○安定的な財務基盤を有している。 | | |
| 計 画 審 査 | 基 本 事 項 | 基本方針 | ○基本コンセプトと合致している。 | 40 |
| | | 公園施設としての公益性の確保 | ○多様な人々を対象とする使いやすさが見られる。 ○安心・安全な公園として認められる。 | |
| | | まちづくりへの貢献 | ○都心の賑わいづくり、大須、栄、久屋大通との回遊性を生む配慮が見られる。 ○都心の緑を大切にす配慮が見られる。 ○新名所となり、名古屋の知名度を上げる配慮や市民に親しまれる施設の愛称提案がなされている。 ○地域コミュニティへの配慮が見られる。 | |
| | | 周辺地域や他施設との連携 | ○商店街、周辺有料駐車場、類似施設等との連携に関する提案がなされている。 | |
| | 事 業 概 要 (収 益 施 設) | 事業の方向性と展開方針 | ○ターゲットの考え方に妥当性がある。 ○導入機能、規模、施設の新設等に妥当性がある。 ○営業時間や店舗、サービス等の内容に具体性がある。 ○施設デザインが魅力的である。 | 65 |
| | | 魅力増進・利用促進 | ○イベント、広報、PRなど、施設の魅力増進、利用促進対策(増加策、誘客対策)が提案されている。 ○見込み(入場者数、収入額)に妥当性がある。 | |
| | | 運営管理の方針 | ○接客、個人情報の保護、市民ニーズの把握など、利用者サービスを向上させる提案がなされている。 ○適切な人員体制が提案されている。 | |
| (庭 園 施 設) 管 理 運 営 | 管理運営の方針 | ○施設管理と植物管理水準が明確に確保されている。 ○水準表に示す以外の独自の提案がなされている。 | 20 | |
| 価 額 審 査 | 使用料等 | ○財政負担の軽減に貢献する、使用料や指定管理料・還元率の提案がなされている。 | 60 | |
| | 収支計画 | ○収支計画の妥当性:効率的、現実的な収支計画となっている。 | | |
| 合 計 | | | 200 | |

(5) 選定委員会委員への接触の禁止等

応募法人、応募グループの代表法人及び構成員が、最優秀提案及び次点提案選定前までに、選定委員会の委員に対して、本事業提案について接触を行った場合は、失格となる場合があります。

また、募集要項配布日から最優秀提案者決定通知日までは、応募者に限らずいかなる者からの提案内容、審査内容等に関するお問合せには、お答えできません。

<選定委員会委員>

(敬称略 五十音順)

| | | |
|----|-------|----------------------------------|
| 委員 | 池田 桂子 | 弁護士・弁理士 |
| 委員 | 加藤 康博 | 名古屋商工会議所 産業振興部 課長 街づくり振興グループ長 |
| 委員 | 二村友佳子 | 公認会計士・税理士 |
| 委員 | 堀田 勇 | 公園管理運営士会東海支部顧問 |
| 委員 | 牧村 真史 | (株)集客創造研究所 所長 |
| 委員 | 向井 清史 | 名古屋市立大学大学院 経済学研究科教授 |

9 候補者等の決定

(1) 候補者等の決定

市は、選定された最優秀提案を提出した応募者を候補者として、また、次点提案を提出した応募者を次点候補者として決定します。

なお、審査の結果によっては、候補者、次点候補者の一方又は両方について、該当者なしとする場合があります。

(2) 指定管理者の指定

市は、候補者と提案内容を基に具体的な協議を行い、協議成立後、指定管理者の指定に係る議案の議決を経て、指定管理者の指定を行います。

(3) 次点候補者の地位

候補者と協議が成立しなかった場合は、次点候補者が候補者としての地位を取得します。

10 協定の締結等

(1) 協定

指定管理者の指定後、市と候補者との間で本事業の実施に向けた協議を実施し、主に以下の事項を定める協定を締結します。

(共通事項)

① 協定の目的

協定は、本事業を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とします。

② 協定の当事者

応募グループによる事業者については、その代表法人及び構成員のすべてを協定の当事者とします。

③ 実施協定の期間

協定の存続期間は、協定締結の日から許可期間満了の日（更新許可期間を含む）までとします。

④ 代表法人の責務

代表法人が応募グループから離脱した際は、当該応募グループは事業者の地位を失うものとし、構成員の一が応募グループから離脱した際は、代表法人は、この離脱に関わらず事業を継続して実施する責任を負うものとし、なお、構成員の離脱に伴う一切の損害は、そのすべてについて、代表法人に負っていただきます。

⑤ 資金調達

本施設の設計業務、建設業務に係る費用は、事業者の責任において資金調達するものとします。

⑥ 市と事業者との役割分担及び責任分担等

市と事業者との責任分担は、原則次表のとおりとし、詳細は協議のうえ決定します。

責任分担表

| 項 目 | 事業者 | 名古屋市 |
|---------------|---------------------------------|---------------|
| 運営の基本的な考え方 | ◎ | ○ 条例・規則事項 |
| 広 報 | ◎ | ○ 名古屋市広報関係 |
| 施設の管理運営 | ◎ | |
| 施設の物品管理 | ◎ | |
| 施設の法的管理（行為許可） | ○ 申請の受付及び申請者との 連絡調整等に関する事 | ◎ 許可に関する事 |
| 苦情等対応 | ◎ | ○ |
| 事故・事件対応 | ◎ | ○ |

| | | |
|-----------------------|-----------------------------|-----------------------------------|
| 施設の修繕等 | ◎ 経常維持修繕工事 但し原因者により対応 | ○ 指定管理者の責めに帰する ことのできない大規模修繕 |
| 災害復旧 | ○ 応急復旧の実施 | ◎ |
| 損害賠償保険等への加入 | ◎ | |
| 包括的責任管理者 (管理瑕疵を除く) | | ◎ |

※◎…主たる責任のある項目

○…主ではないが責任のある項目

⑦ 協定の解除（指定の取り消し）

事業者が協定の各条項に違反する事実があり、市の催告にも関わらず、これを是正しないときは、又は、事業者の責めに帰すべき事由により協定が履行されない場合は市は協定を解除することができます。

この場合、事業者は市に対して違約金（提案の使用料の1年分相当額）を支払うものとします。ただし、市が被った損害の額が使用料の1年分相当額を超過する場合は、超過額を加算した額とします。

（収益施設）

① 設計

事業者は、設計図書及び工事工程表を市に提出し、確認を受けなければなりません。なお、設計図書が提案内容と相違する場合においては、市は事業者に修正を求める場合があります。

② 提案内容等の変更

事業者は、法制度の変更などやむを得ない理由により、提案内容を変更する必要性が生じた場合は、市と協議のうえ、提案の趣旨を損なわない範囲で変更することができます。

③ 市からの変更の指示

市は、必要と認めるものについては、事業者に対して提案された事業内容の変更を指示することができるものとします。

④ 施工

事業者は、市により確認を受けた設計図書及び工事工程表に従って、収益施設の改築または建設を行います。なお、市は、工事の途中で中間確認を求める場合があります。また、庭園への来園者の安全上危険と判断する場合には、市は、事業者に対して施工の是正を求める場合があります。

⑤ 事業者による社内検査

事業者は、自らの責任及び費用において、収益施設が設計図書に従い建設されていること

を確認する社内検査を行わなければなりません。市は、当該社内検査に立ち会うことができるものとします。

⑥ 完了検査

事業者は、収益施設を竣工したときは、速やかに市に対して完了届を提出します。市は、設計図書に従って施工が行われたことを確認するため、完了検査を行います。

⑦ 管理・運営

事業者は、募集要項及び提案書に従い、収益施設を管理・運営しなければなりません。

⑧ 設置許可・管理許可

ア 許可期間

許可の開始日から平成 36 年 3 月 31 日までとします。

イ 許可区域及び使用料の額

許可に基づく許可区域及び年間使用料は、原則として事業者から提案された使用面積及び金額とします。

なお、初年度（平成 26 年度）の使用料については、許可期間の月数（許可期間の開始する日の属する月から平成 27 年 3 月までの月数）に応じ月割によって算出した額とします。算出した額に円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。

ウ 使用料の支払

使用料は、年度ごとにその都度発行する納入通知書により指定の期限までに支払ってください。

使用料は、年度の途中で収益施設の運営を終了した場合も返還しませんので、ご承知おきください。ただし、事業者の責めに帰すことのできない理由により終了するに至った場合は、この限りではありません。

エ 維持管理義務

事業者は、許可に基づき管理・運営する収益施設を善良な管理者の注意をもって維持管理し、来園者の安全、災害の防止、美観の保持につとめる必要があります。

収益施設の管理・運営に起因し第三者と紛争を生じ、又は第三者に損害を与えることがないようにしてください。万一、第三者と紛争を生じ、又は第三者に損害を与えた場合は、事業者の責任において、適切に対応し、速やかに解決を図ってください。

オ 調査協力義務

収益施設の営業状況について、毎年度報告してください。

また、市は収益施設について随時調査することができるものとします。市が調査を行う場合には、事業者は市に誠実に協力しなければならないものとします。

カ 原状回復

許可期間が満了した場合又は許可期間の満了前に収益施設の運営を終了した場合は、事業者の負担により、許可区域に設置した施設、物件、内装等を速やかに撤去し、原状に回復する必要があります。

キ 権利の譲渡の禁止

収益施設の所有及び管理・運営に関する権利を譲渡し、担保に供してはなりません。

ク 許可の取り消し等

都市公園法第 27 条の規定により、公園の管理上の理由又は公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合は、許可を取り消し、その効力を停止し、若しくは許可条件を変更し、又は収益施設の運営の中止、許可区域に設置された施設、物件、内装等の改変、移転若しくは除却を命じる場合があります。

都市公園関係法令及び許可条件に違反した場合も、また同様です。

ケ 関係法令の遵守

都市公園法、名古屋市都市公園条例その他都市公園関係法令に従うとともに、収益施設の管理・運営に必要な他の関係法令に従い、関係機関等への届出、検査等必要な手続があるときは、遅滞なく行ってください。

コ 光熱費、水道料等

収益施設の管理・運営に必要な光熱費、水道料等の費用は事業者の負担となります。

サ 許可の手続

収益施設を管理・運営するためには、都市公園法第 5 条の公園施設の設置又は管理の許可を受ける必要があります。

市の指示に従い、公園施設設置許可申請書（名古屋市都市公園条例施行細則第 1 号様式）又は公園施設管理許可申請書（同施行細則第 2 号様式）を提出してください。申請書の提出後、所定の手続を経て、許可証（同施行細則第 4 号様式）を交付します。

許可期間を更新する場合も、また同様です。

（庭園施設）

市が示す業務仕様書及び提案書に基づき、管理運営方針・基準を定めます。

【都市公園法 抜粋】

（定義）

第2条 この法律において「都市公園」とは、次に掲げる公園又は緑地で、その設置者である地方公共団体又は国が当該公園又は緑地に設ける公園施設を含むものとする。

（略）

2 この法律において「公園施設」とは、都市公園の効用を全うするため当該都市公園に設けられる次の各号に掲げる施設をいう。

- 一 園路及び広場
- 二 植栽、花壇、噴水その他の修景施設で政令で定めるもの
- 三 休憩所、ベンチその他の休養施設で政令で定めるもの
- 四 ぶらんこ、すべり台、砂場その他の遊戯施設で政令で定めるもの
- 五 野球場、陸上競技場、水泳プールその他の運動施設で政令で定めるもの
- 六 植物園、動物園、野外劇場その他の教養施設で政令で定めるもの
- 七 売店、駐車場、便所その他の便益施設で政令で定めるもの
- 八 門、さく、管理事務所その他の管理施設で政令で定めるもの
- 九 前各号に掲げるもののほか、都市公園の効用を全うする施設で政令で定めるもの

3 （略）

（公園施設の設置基準）

第4条 一の都市公園に公園施設として設けられる建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）の建築面積（国立公園又は国定公園の施設たる建築物の建築面積を除く。以下同じ。）の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、百分の二を参酌して当該都市公園を設置する地方公共団体の条例で定める割合（国の設置に係る都市公園にあつては、百分の二）を超えてはならない。ただし、動物園を設ける場合その他政令で定める特別の場合においては、政令で定める範囲を参酌して当該都市公園を設置する地方公共団体の条例で定める範囲（国の設置に係る都市公園にあつては、政令で定める範囲）内でこれを超えることができる。

2 前項に規定するもののほか、公園施設の設置に関する基準については、政令で定める。

（公園管理者以外の者の公園施設の設置等）

第5条 第2条の3の規定により都市公園を管理する者（以下「公園管理者」という。）以外の者は、都市公園に公園施設を設け、又は公園施設を管理しようとするときは、条例（国の設置に係る都市公園にあつては、国土交通省令）で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 公園管理者は、公園管理者以外の者が設ける公園施設が次の各号のいずれかに該当する

場合に限り、前項の許可をすることができる。

- 一 当該公園管理者が自ら設け、又は管理することが不適當又は困難であると認められるもの
 - 二 当該公園管理者以外の者が設け、又は管理することが当該都市公園の機能の増進に資すると認められるもの
- 3 公園管理者以外の者が公園施設を設け、又は管理する期間は、十年をこえることができない。これを更新するときの期間についても、同様とする。

【都市公園法施行令 抜粋】

(公園施設の種類)

- 第5条 法第2条第2項第2号の政令で定める修景施設は、植栽、芝生ふ、花壇、いけがき、日陰たな、噴水、水流、池、滝、つき山、彫像、灯籠ろう、石組、飛石その他これらに類するものとする。
- 2 法第2条第2項第3号の政令で定める休養施設は、次に掲げるものとする。
- 一 休憩所、ベンチ、野外卓、ピクニック場、キャンプ場その他これらに類するもの
 - 二 前号に掲げるもののほか、都市公園ごとに、地方公共団体の設置に係る都市公園にあっては当該地方公共団体が条例で定める休養施設、国の設置に係る都市公園にあっては国土交通大臣が定める休養施設
- 3 法第2条第2項第4号の政令で定める遊戯施設は、次に掲げるものとする。
- 一 ぶらんこ、滑り台、シーソー、ジャングルジム、ラダー、砂場、徒渉池、舟遊場、魚釣場、メリーゴーラウンド、遊戯用電車、野外ダンス場その他これらに類するもの
 - 二 前号に掲げるもののほか、都市公園ごとに、地方公共団体の設置に係る都市公園にあっては当該地方公共団体が条例で定める遊戯施設、国の設置に係る都市公園にあっては国土交通大臣が定める遊戯施設
- 4 法第2条第2項第5号の政令で定める運動施設は、次に掲げるものとする。
- 一 野球場(専らプロ野球チームの用に供されるものを除く。)、陸上競技場、サッカー場(専らプロサッカーチームの用に供されるものを除く。)、ラグビー場、テニスコート、バスケットボール場、バレーボール場、ゴルフ場、ゲトボール場、水泳プール、温水利用型健康運動施設、ボート場、スケート場、スキー場、相撲場、弓場、乗馬場、鉄棒、つり輪、リハビリテーション用運動施設その他これらに類するもの及びこれらに附属する観覧席、更衣所、控室、運動用具倉庫、シャワーその他これらに類する工作物
 - 二 前号に掲げるもののほか、都市公園ごとに、地方公共団体の設置に係る都市公園にあっては当該地方公共団体が条例で定める運動施設、国の設置に係る都市公園にあっては国土交通大臣が定める運動施設
- 5 法第2条第2項第6号の政令で定める教養施設は、次に掲げるものとする。
- 一 植物園、温室、分区園、動物園、動物舎、水族館、自然生態園、野鳥観察所、動植物の保護繁殖施設、野外劇場、野外音楽堂、図書館、陳列館、天体又は気象観測施設、体験学習施設、記念碑その他これらに類するもの

- 二 古墳、城跡、旧宅その他の遺跡及びこれらを復原したもので歴史上又は学術上価値の高いもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、都市公園ごとに、地方公共団体の設置に係る都市公園にあっては当該地方公共団体が条例で定める教養施設、国の設置に係る都市公園にあっては国土交通大臣が定める教養施設
- 6 法第2条第2項第7号の政令で定める便益施設は、売店、飲食店(料理店、カフェー、バー、キャバレーその他これらに類するものを除く。)、宿泊施設、駐車場、園内移動用施設及び便所並びに荷物預り所、時計台、水飲場、手洗場その他これらに類するものとする。
- 7 法第2条第2項第8号の政令で定める管理施設は、門、さく、管理事務所、詰所、倉庫、車庫、材料置場、苗畑、掲示板、標識、照明施設、ごみ処理場(廃棄物の再生利用のための施設を含む。以下同じ。)、くず箱、水道、井戸、暗渠きよ、水門、雨水貯留施設、水質浄化施設、護岸、擁壁、発電施設(環境への負荷の低減に資するものとして国土交通省令で定めるものに限る。以下同じ。)その他これらに類するものとする。
- 8 法第2条第2項第9号の政令で定める施設は、展望台及び集会所並びに食糧、医薬品等災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫その他災害応急対策に必要な施設で国土交通省令で定めるものとする。

(公園施設の建築面積の基準の特例が認められる特別の場合等)

第6条 法第4条第1項 ただし書の政令で定める特別の場合、次に掲げる場合とする。

- 一 前条第2項に規定する休養施設、同条第4項に規定する運動施設、同条第5項に規定する教養施設、同条第8項に規定する備蓄倉庫その他同項の国土交通省令で定める災害応急対策に必要な施設又は自然公園法(昭和三十二年法律第百六十一号)に規定する都道府県立自然公園の利用のための施設である建築物(次号に掲げる建築物を除く。)を設ける場合
- 二 前号の休養施設又は教養施設である建築物のうち次のイからハまでのいずれかに該当する建築物を設ける場合
 - イ 文化財保護法(昭和三十五年法律第二百十四号)の規定により国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物若しくは史跡名勝天然記念物として指定され、又は登録有形文化財、登録有形民俗文化財若しくは登録記念物として登録された建築物その他これらに準じて歴史上又は学術上価値の高いものとして国土交通省令で定める建築物
 - ロ 景観法(平成十六年法律第百十号)の規定により景観重要建造物として指定された建築物
 - ハ 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成二十年法律第四十号)の規定により歴史的風致形成建造物として指定された建築物
- 三 屋根付広場、壁を有しない雨天用運動場その他の高い開放性を有する建築物として国土交通省令で定めるものを設ける場合
- 四 仮設公園施設(三月を限度として公園施設として臨時に設けられる建築物をいい、前

3号に規定する建築物を除く。)を設ける場合

- 2 地方公共団体の設置に係る都市公園についての前項第1号に掲げる場合に関する法第4条第1項 ただし書の政令で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の百分の十を限度として同項 本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
- 3 地方公共団体の設置に係る都市公園についての第1項第2号に掲げる場合に関する法第4条第1項 ただし書の政令で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の百分の二十を限度として同項 本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
- 4 地方公共団体の設置に係る都市公園についての第1項第3号に掲げる場合に関する法第4条第1項 ただし書の政令で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の百分の十を限度として同項 本文又は前二項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
- 5 地方公共団体の設置に係る都市公園についての第1項第4号に掲げる場合に関する法第4条第1項 ただし書の政令で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の百分の二を限度として同項 本文又は前三項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
- 6 国の設置に係る都市公園についての法第4条第1項 ただし書の政令で定める範囲については、第2項から前項までの規定を準用する。

【名古屋市都市公園条例 抜粋】

(公園施設の建築面積の基準)

第3条の4 法第4条第1項本文の規定による条例で定める敷地面積に対する割合は、100分の2とする。

(公園施設の建築面積の基準の特例)

第3条の5 法第4条第1項ただし書の規定による条例で定める範囲は、次に掲げる範囲とする。

- (1) 都市公園法施行令(昭和31年政令第290号。以下「政令」という。)第5条第2項に規定する休養施設、同条第4項に規定する運動施設、同条第5項に規定する教養施設又は同条第8項に規定する備蓄倉庫その他都市公園法施行規則(昭和31年建設省令第30号。以下「省令」という。)で定める災害応急対策に必要な施設である建築物(次号に掲げる建築物を除く。)を設ける場合 敷地面積の100分の10
 - (2) 前号の休養施設又は教養施設である建築物のうち次のアからウまでのいずれかに該当する建築物を設ける場合 敷地面積の100分の20
- ア 文化財保護法(昭和25年法律第214号)の規定により国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物若しくは史跡名勝天然記念物として指定され、又は登録有形文化財、登録有形民俗文化財若しくは登録記念物として登録された建築物その他これらに準じて歴史上又は学術上価値の高いものとして省令で定める建築物

イ 景観法（平成 16 年法律第 110 号）の規定により景観重要建造物として指定された建築物

ウ 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成 20 年法律 34 第 40 号）の規定により歴史的風致形成建造物として指定された建築物

(3) 屋根付広場、壁を有しない雨天用運動場その他の高い開放性を有する建築物として省令で定めるものを設ける場合 敷地面積の 100 分の 10

(4) 仮設公園施設（3 月を限度として公園施設として臨時に設けられる建築物をいい、前 3 号に規定する建築物を除く。）を設ける場合 敷地面積の 100 分の 2